

○久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成 22 年久喜市条例第 15 号）第 7 条の規定に基づき、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、審議会に諮って公開しないことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（令和2年3月23日規則第18号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第17号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。